

# ひとつずつ いいね！で確認 火の用心



11月9日(土)～15日(金)に「秋季全国火災予防運動」が実施されます。火災から尊い命や貴重な財産を守るためにも、日頃から防火に対して関心を持ち、対策を行いましょう。

消火器は小まめにチェックして

## 命を守る 7つのポイント

- 日常の小さな油断が取り返しのつかない火災につながります。出火を防止するためにも、次の7点を心掛けましょう。
- 寝たばこをしない
- ストープの周りに燃えやすい物を置かない
- ガスコンロなどから離れるときは必ず火を消す
- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- 寝具・衣類・カーテンなどは、防災品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために住宅用消火器などを設置する
- 高齢者や体の不自由な人を守るために地域での協力体制をつくる

## 火災警報器 設置と点検は定期的

火災の発生にいち早く気付き、速やかに避難を開始できるように

全ての住宅に火災警報器の設置が義務付けられています。

設置後も安心せず、1カ月に1回は作動点検をしましょう。火災警報器は火災以外でも、故障や電池切れの際に警報音と警報ランプで知らせます。

取り換えの目安は設置から5年または10年で、機種によって異なります。

火災警報器の点検や取り換えについては、取扱説明書で確認してから行ってください。購入時にはメーカーや店の名前を控えておく

と役に立ちます。ほこりが入ると誤作動を起こすことがあるので、定期的に掃除も行いましょう。

## 一部の地域で 火災警報器の普及調査

火災予防運動に伴い、市内で11月下旬まで火災警報器の普及調査を行います。消防署員が訪問しますので、皆さんのご協力をお願いします。

なお、火災警報器や消火器などの悪質な訪問販売の被害が発生しています。

消防職員が販売を行うことはありませんので、おかしいと思ったらすぐに消費生活センター(☎23・1161)へ相談してください。

## 老朽化した消火器に注意

消火器は、老朽化すると破裂する恐れがあります。

事故を防止するためにも「本体容器やラベル、キャップに腐食・著しい傷などはないか」「使用期限を過ぎていないか」などの確認をお願いします。

なお、消防署では消火器の回収は行っていません。廃棄するときは、消火器取扱店またはホームセンターなどに問い合わせてください。

※火災予防運動期間中の防火相談は予防課または各消防署へ。

予防課(☎20・1591)

成田消防署(☎20・1594)

飯岡分署(☎36・0119)

赤坂消防署(☎26・3210)

公津分署(☎29・6627)

三里塚消防署(☎35・1007)

空港分署(☎30・1187)

大栄消防署(☎73・4141)

下総分署(☎96・4023)